

付 錄

工業統計調査規則
(抜粋) 昭和26年12月28日 通商産業省令第81号
最終改正 平成6年11月9日通商産業省令第78号

(省令の目的)

第1条 工業統計調査(指定統計第10号。以下「工業調査」という。)の施行は、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)

第2条 工業調査は、工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

(調査の期日)

第3条 工業調査は、毎年12月31日現在によって行う。

(調査の範囲)

第4条 工業調査は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令(昭和26年政令第127号)第2条の規定に基づく日本標準産業分類(平成5年総務庁告示第60号。以下「日本標準産業分類」という。)に掲げる大分類F—製造業に属する事業所(国に属する事業所を除く。)について行う。

(調査の種類)

第5条 工業調査は、甲調査及び乙調査とする。

2 甲調査は、前条に規定する事業所であって、従業者30人以上のもの(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。)について行う。

3 乙調査は、前条に規定する事業所であって、従業者29人以下のもの(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。)について行う。

(調査事項)

第6条 工業調査は、次に掲げる事項について行う。

- 1 事業所名及び所在地
- 2 会社名
- 3 本社又は本店名及び所在地
- 4 他事業所の有無
- 5 経営組織及び資本金額又は出資金額
- 6 従業者数及びその内訳
- 7 常用労働者毎月末現在数合計
- 8 現金給与総額
- 9 原材料、燃料及び電力使用額
- 10 委託生産費
- 11 有形固定資産の現在高、取得額、除却額、減価償却額及び建設仮勘定の増減
- 12 製造品在庫額、半製品及び仕掛品額並びに原材料及び燃料在庫額
- 13 製造品出荷額
- 14 加工費及び修理料収入額
- 15 内国消費税額
- 16 主要原材料名
- 17 作業工程
- 18 敷地面積及び建築面積
- 19 工業用水使用量及びその内訳

(調査票の様式)
第7条 甲調査及び乙調査は、それぞれ通商産業大臣が定める様式による工業調査票甲及び乙(以下「調査票」と総称する。)によって行う。

2 通商産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

(申告義務)

第8条 第4条に規定する事業所の管理責任者(以下「申告義務者」という。)は、第5条の区分に従い、調査票に掲げる事項について申告しなければならない。

(準備調査)

第9条 市町村長(東京都内の区のある地域では区長。以下同じ。)は、調査を受ける事業所を確定するため、工業調査の実施に先立って第17条第1項に規定する工業統計調査員に準備調査を行わ

せ、通商産業大臣が定める様式により、工業調査準備調査名簿(以下「準備調査名簿」という。)1部を市町村長の定める日までに作成させなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

(調査の方法)

第10条 工業調査は、第17条第1項に規定する工業統計調査員が申告義務者に配布する調査票によって行う。

2 申告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、調査票提出先にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

(調査票等の提出)

第11条 申告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、記名して、1部を市町村長の定める日までにその事業所の所在地の市長村長に提出しなければならない。

第12条 市町村長は、市町村(東京都内の区のある地域では区。以下同じ。)内の準備調査名簿及び調査票を整理した上、審査し、準備調査名簿については、その写し1部を作成して保存し、準備調査名簿1部及び調査票1部を都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出しなければならない。

第13条 都道府県知事は、受理した準備調査名簿及び調査票を整理した上、審査し、準備調査名簿の写し1部及び調査票の写し1部を作成して保存し、準備調査名簿1部及び調査票1部を翌年4月30日までに通商産業大臣に提出しなければならない。

(事故の場合の措置)

第14条 市町村長は、天災事変その他避けることのできない事故のため、第12条に規定する都道府県知事の定める日により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があった場合には、都道府県知事は、直ちに、その旨を通商産業大臣に報告しなければならない。

3 前項の規定による報告があった場合には、通商産業大臣は、第13条に規定する期限を、第1項の報告を行った市町村の地域に限り、別に定めることができる。

4 通商産業大臣は、前項の規定により第13条に規定する期限を別に定めたときは、その旨を告示する。

(調査の指揮監督)

第15条 都道府県知事は、通商産業大臣の指揮監督を受けて、調査の執行をつかさどる。

2 市町村長は、通商産業大臣及び都道府県知事の指揮監督を受けて調査の執行をつかさどる。

第16条 刪除

(工業統計調査指導員及び工業統計調査員)

第17条 工業調査の事務に従事させるため、統計法第12条第1項の規定に基づき、統計調査員である工業統計調査指導員(以下「工業調査指導員」という。)及び工業統計調査員(以下「工業調査員」という。)を置く。

2 工業調査指導員及び工業調査員は、都道府県知事が任命する。

3 工業調査指導員は、市町村長の指揮監督を受けて、工業調査員を指導する。

4 工業調査員は、市町村長の指揮監督を受けて、工業調査に関する事務に従事する。

第18条 都道府県知事は、工業調査指導員又は工業調査員が統計法に違反し、任務を怠り、その他不都合の行為があったときは、解任することができる。

(実地調査)

第19条 統計官、統計主事その他工業調査に関する事務に従事する者、工業調査指導員及び工業調査員は、統計法第13条の規定により、必要な場所に立ち入り、第6条第6号から第19号までに掲げる調査事項について検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問することができる。この場合には、職務を示す証票を示さなければならない。

(集計及び公表)

第20条 通商産業大臣は、調査票を審査した上、集計し、その結果

を速やかに公表する。

(調査票の使用)

第21条 通商産業大臣、都道府県知事又は市町村長は、統計法第15条第2項の規定により、調査票を次に掲げる調査事項に限って、事業所名簿作成の資料として使用することができる。

- 1 事業所名
- 2 事業所所在地
- 3 本社又は本店名及びそれが会社の場合にはその資本金額又は出資金額
- 4 本社又は本店所在地
- 5 経営組織
- 6 従業者数
- 7 主要製品名

2 通商産業大臣は、統計法第15条第2項の規定により、調査票を工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とした集計及び公表のため使用することができる。

3 都道府県知事又は市町村長は、統計法第15条第2項の規定により、調査票をその管轄する区域における工業の実態を明らかにすることを目的とした集計及び公表のため使用することができる。

(調査票等の保存期間)

第22条 市町村長の保存する準備調査名簿の写し並びに都道府県知事の保存する準備調査名簿の写し及び調査票の写しの保存期間は、2年とし、通商産業大臣の保存する準備調査名簿、調査票及び集計表の保存期間は、3年とする。

2 調査票及び集計表を収録した磁気テープの保存期間は、5年とする。

附則(抄)

2 昭和25年工業センサス規則(昭和25年通商産業省令第99号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

3 旧規則の規定による準備調査名簿および調査票は、それぞれこの省令の規定による準備調査名簿および調査票とみなす。ただし、その保存については、なお従前の例による。

4 この省令施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 従業者3人以下の事業所について行う平成6年の乙調査は、第4条及び第5条第3項の規定にかかわらず、附則別表に掲げる業種について行う。

附則別表

業種	業種の範囲
ねん糸製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類143—ねん糸製造業
織物業	日本標準産業分類に掲げる小分類144—織物業
ニット生地製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類145—ニット生地製造業
ニット製外衣・シャツ製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類152—ニット製外衣・シャツ製造業
下着類製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類153—下着類製造業(細分類1531—織物製下着製造業、1533—織物製寝着類製造業及び1535—補整着製造業を除く。)
その他の衣服・織維製身の回り品製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類156—その他の衣服・織維製身の回り品製造業(細分類1561—ネクタイ製造業、1562—スカーフ・マフラー製造業、1563—ハンカチーフ製造業、1566—帽子製造業(帽子を含む)、1569—他に分類されない衣服・織維製身の回り品製造業を除く。)
家具製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類171—家具製造業
建具製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類173—建具製造業
ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類232—ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
なめし革・同製品・革皮製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類241—なめし革製造業、小分類242—工業用革製品製造業(手袋を除く)、小分類243—革製履物用材料・同附属品製造業、小分類244—革製履物製造業、小分類245—革製手袋製造業、小分類246—かばん製造業、小分類247—袋物製造業、小分類248—毛皮製造業、小分類249—その他のなめし革製品製造業
陶磁器・同関連製品製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類254—陶磁器・同関連製品製造業
洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類282—洋食器・刃物・手道具・金物類製造業

附則(平成6年11月9日通商産業省令第七十八号)

この省令は、公布の日から施行する。

(本規則は、平成6年工業統計調査に適用されたものであり、現行の規則とは異なる。)

話題		所見	
2 本社又は本部の名前及び所在地と同様に いふべき事項を記入せよ。			
3 他業種の所有者無 おいては、所有者を記入せよ。			
4 程 当 組 織 おいては、組織を記入せよ。			
5 資本金額又は出資金額(会社法第11条の規定によるもの) おいては、資本額を記入せよ。			
6 従 事 員 数(年未現在) 個人事業主及び無給家族 会員			
7 常用労働者毎月未現在の数 現金給与と報酬(年間)			
8 常用労働者等に対する福利厚生費(年間) 福利厚生費(年間)			
9 燃料、電気、ガス等の(原価)賃料と水道料金等 燃料使用量 原価、ガス、水道料金等は、(原価)賃料と水道料金等で記入します。			
10 施工機械料金 主要機械、運搬機械、荷役機械等			

甲 票 査 詞 國 業 (從業者30人以上の事業所用)
工 指定紙符 号 第10号 松

1	事業所の名前及び所在地 (カタカナ)	電話（ ）		
〒()	市 町 村 郵便 番号	区 町 村 郵便 番号		
2	本社又は工場の名称及び所在地、開設年月日は、別途記入してください。 この事業所の名前が本社又は工場と重複する場合は、同じと記入してください。			
〒()	都 道 府 県 所在 所名	市 区 町 村 郵便 番号		
3	他施設所の有無 あててもう1ヵ所以上ある場合は、そのうち何ヶ所ありますか。 3つ以上あります場合は、○にかけけてください。			
〒()	会社規則有無 3つ以上あります場合は、○にかけけてください。			
4	経営組織 おいては必ずりつに○をかけけてください。	会社規則有無 3つ以上あります場合は、○にかけけてください。		
5	資本金額又は会員資金額（会社に限る。） 子会社を含む会員の資本の合計額を記入してください。			
6	従業者 従業者 数 (年末現在)	男		
7	常用労働者毎月末現在数の合計			計
8	現金給与総額(年間) 常用労働者に対する基準額、請款当月特別に支払われた給 付不支給等を含む。			1月から12月まで
9	燃料費、電力の費用額及びガソリン費(年間) 原材科使用額 上記の費用額は、自動車、自動三輪、人手運送、荷物運送、工具 機器等の原材科費を含む。運送料、荷役料等は記入しない。工具 機器等の原材科費は、運送料、荷役料等に記入する。工具 機器等の原材科費は、運送料、荷役料等に記入する。			計

調査項目の説明
調査票の記入にあたっては、調査票の項目欄の説明、記入注意、記入の仕方及び商品分類表を参照してください。

(7) 「工修理科取扱説明書」には、他人のものを修理して受け取る修理料を記入してください。
(注) 船舶、機械及び航空機用原動機のオーバーホールなどは、「修理」としないでください。自己所有の原材料によって修理をした品は、「修理」といいます。

一報、添付書類が年間となっている事項については、平成6年1月1日から、12月31日までの年間の事実について記入してください。しかし、毎月の帳簿繰切（例えば25日）がきまつっている事務では、平成6年12月の帳簿繰切日からさかのぼって1年間の事実について記入し、アホンで記入して下さい。

調査项目的説明
調査票の記入にあたっては、調査票の項目欄の説明、記入注意、記入仕方及び商品分類表を参照してください。

(7) 「工修理取扱類」には、他人のものを修理して受け取る修理料を記入してください。
 (注) 船舶、鉄道車両の修理、航空機及び陸上機用原動機のオーバーホールなどは、「修理」としないでください。自己所有の原材料によつて修理をした場合は、「修理」としないでください。

1 事業所の名称及び所在地
事業所の名稱は、面倒、そのため當業上用いている正式の名稱を記入して下さい。
また、会社名ではない場合は、事業主の氏名を記入してください。

2 事業所の運営形態
運営形態は、船員、車両、運送業者等の運送業者にて記入して下さい。

3 事業所の登録年数
登録年数は、運送業者にて記入して下さい。

4 営業組織
運送業者の運送形態によって、運送船、車両、器具、備品等)」
機械、装置、船舶、車両、運送業者1年以上の工具、器具、備品等)」
の両方を記入して下さい。

5 主要原材料名 購入又は支給された原価材料名のうち、主なものを記入してください。購入した内因賃貸額については、転載ベースで記入してください。

(2) 「個人事業主及び無業経営者」とは、業務を主たる個人で經營している者をいいます。主として家庭で常時就業経営する者をいいます。

(3) 「事業所」には、事業所のほか、事業所の固定資産台帳に含まれている他の会員施設を含めてくるべきものとします。

(4) 「会員」には、事業所のほか、事業所の固定資産台帳に含まれている他の会員施設を含めてくるべきものとします。

(5) 「社会」には、その他の会員施設を含めてくるべきものとします。

(6) 「登録」には、登録料金を支拂い登録手続を終了したことをいいます。

(7) 「登録料金」には、登録料金を支拂ったことをいいます。

他福利厚生施設などに併用している敷地が、生産設備などのある敷地と、道路（公道）、へい、さくなどにより、明確に区分される場合又はこれらの敷地の面積が、他の敷地にかかる場合における場合は除いてください。
なお、事業所の隣接地にある括弧予定地を事業所が占有している場合は

(8) 現金給付と保険料、組合費などを差し引がない、いわゆる桜込みの金額を記入して下さい。

(9) 「支拂」欄に「保険料」、「組合費」などと記入して下さい。

(10) 「支拂」欄に「保険料」、「組合費」などと記入して下さい。

(11) 製造業・半製品・事業所の所有する原資本額、下請業者等のための預金額を記入して下さい。

(12) 「在庫額」欄に「原資本額」、「事業所の所有する原資本額」、「下請業者等のための預金額」と記入して下さい。

(13) 「在庫額」欄に「原資本額」、「事業所の所有する原資本額」、「下請業者等のための預金額」と記入して下さい。

(14) 「在庫額」欄に「原資本額」、「事業所の所有する原資本額」、「下請業者等のための預金額」と記入して下さい。

（ア）「ハサウエイ」の商標登録権を侵害する事実があるとして、原告は、被告の「イーハサウエイ」の商号登録権を侵害する事実があるとして、訴えを提起した。しかし、被告の「イーハサウエイ」の商号登録権は、原告の「ハサウエイ」の商標登録権と競合するものではない。そこで、原告の訴えは棄却された。

(エ) 「戸戸戸戸戸戸」には、浅戸戸戸、深戸戸戸は海水から取水する水の量を記入して下さい。

(オ) 「その他の淡水」には、土配のいずれにも記さないで「回回回水」以外の

(イ) 既存を用いて作成して販売する場合は、その材料費等の中間費用を算入して販売価格に組み込む。同様に業者によって自家取扱いのもの及び販賣料、水道料、電気料等の経費を算入して販売価格に組み込む。

(ロ) 原料を新規で購入して販売する場合は、原価を算入して販売価格に組み込む。同様に業者によって自家取扱いのもの及び販賣料、水道料、電気料等の経費を算入して販売価格に組み込む。

(ハ) 「原価」は、商品の製造原価を「販売額」に算入して販売する場合の「原価」である。

(ア) 同上に於いて「販売額」を算入する場合、加工費等を算入して販売する場合の「原価」である。

(イ) 「原価」は、商品の製造原価を「販売額」に算入して販売する場合の「原価」である。

(イ) 「原液用水」とは、製品の製造過程において、原料としてそのまま用いら
る水です。

(ウ) 「1日当り用達別用水量」

(ア) 「ボイラ用水」とは、ボイラ内で蒸気を発生させるために使用される水
といいます。

(エ) 「冷却用冰水」とは、工場の設備又は原料、半製品、製品などの冷却用に使われる冰水、業務用などです。(元)「涼しそう用冰水」とは、工場の設備又は原料の冷却用に使われる水をいいます。

(オ) 「温熱用冰水」とは、工場内の加温用の調理用の水をいいます。

基盤によって所作をなすすべての有形固定資産（事業所除外のものを含む）。を帳簿面に記入する所作をなすすべての有形固定資産（事業所除外のものを含む）。を帳簿面に記入する所作をなすすべての有形固定資産（建物、構築物、備品等）。

(1) 「年初残高」には、「土地」と「土地」を除く有形固定資産

工業統計表公表物一覧

発行所		発行
平成5年	工業統計表	
産業編	大蔵省印刷局	平成7年5月
品目編	〃	平成7年6月
用地・用水編	〃	平成7年7月
市町村編	助通商産業調査会	平成7年6月
工業地区編	〃	平成7年7月
企業統計編	大蔵省印刷局	平成7年10月
平成6年	工業統計表	
産業編	大蔵省印刷局	平成8年5月
品目編	〃	平成8年6月
用地・用水編	〃	平成8年7月
市町村編	助通商産業調査会	平成8年6月
工業地区編	〃	平成8年7月
企業統計編	大蔵省印刷局	平成8年10月予定
平成7年	工業統計速報	助通商産業調査会
平成5年	工業統計詳細情報※	助通商産業調査会
平成6年	〃	平成8年8月予定
平成5年	産業細分類別統計表 (通商産業局別・都道府県別表) (不定期刊行)	〃

※については、刊行物によらず磁気媒体による公表のみ行っています。

なお、上記の刊行物のほか磁気テープによる提供を下記のとおり行っています。

提供先 助通商産業調査会 経済統計情報センター

住所 東京都中央区銀座2-8-9 木挽館銀座ビル 電話03-3535-5348

産業編	昭和46年以降	毎年
品目編	〃	〃
市町村編	〃	〃
用地・用水編	昭和56年以降	〃
工業地区編	昭和61年以降	〃
企業統計編	〃	〃
詳細情報	昭和53年以降	〃

昭和54年3月30日に統計法施行令の一部が改正され「磁気テープ等に記録したものを紙面または映像面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法」という新たな公表形態が設けられました。

これに伴い、昭和53年以降の工業統計調査の集計結果のうち、都道府県別、市区町村別の詳細情報を公表しています。

平成6年詳細情報として公表する表は以下のとおりです。

- 1 都道府県別・産業細分類別表
- 2 都道府県別・産業中分類別・従業者規模別表
- 3 市区町村別・産業中分類別表(従業者4人以上)

I・2、都道府県別・産業細(中)分類別・(従業者規模別)表

都道府県		産業分類	従業者規模	(12月末現在)						(金額単位:万円)		頁
事業所数	従業者数			常用労働者			個人事業主及び家族従業者	合計		常用労働者		
男(人)	女(人)			男(人)	女(人)		合計(人)			延常労働者(人)		
製造品出荷額	加工賃収入額	修理料収入額	くす廃物の出荷額	その他の収入額	合計		現金給与	福利厚生費		常用労働者(管理・事務)	その他の現金給与(機械及び装置)	合計
原材料使用額	燃料使用額	購入電力使用額	委託生産費	合計			年 初	現 在	高			
							土 地	土地以外のもの(計)	(建物及び構築物)	(機械及び装置)	(その他の)	
有形固定資産額(9人以下を除く)												
除却額	減価償却額	建設仮勘定					土 地	土地取得額		取 得 銘(新規)		
土 地	土地以外のもの	増加額	減少額				土地以外のもの(計)	(建物及び構築物)	(機械及び装置)	(その他の)		
有形固定資産額(9人以下を除く)												
取 得 銘(中古)							在 庫 銘			年 末 在 庫 銘		
土地以外のもの(計)	(建物及び構築物)	(機械及び装置)	(その他の)	製造品	半製品及び仕掛品	原材料及び燃料	合計	製造品	半製品及び仕掛品			
在 庫 銘												
年 末 在 庫 銘	年初在庫額	年末在庫額	暮敷地面積(m ²)	暮敷梁面積(m ²)	暮延建屋面積(m ²)							
原 料 及び燃 料	合 計	(從業者29人~10人)	(從業者29人~10人)									
水原別用水量(m ³ /日)							淡 水	海 水				
				公共水道	上水道	地表水・伏流水	井戸水	その他の	回収水	合計		
用 途 別 用 水 量												
海 水												
其 の 他	合 計			付 加 価 値 額	粗付加価値額	有形固定資産額	有形固定資産額	付加価値率(%)	現金給与率(%)	原 料 価 (%)		
分 配 率	(%)	現金給与純額	製造品出荷額等(総内国消費税額)	生産額(総内国消費税額)	付加価値額	粗付加価値額	従業者数(人)	製造品出荷額等(総内国消費税額)	生産額(総内国消費税額)	付加価値額		

3. 市区町村別・産業中分類別表(従業者4人以上)

都道府県		市区町村	産業分類	(金額単位:万円)				頁
事業所数	従業者数			現金給与純額	(円)	原材料使用額等		
				製造品出荷額	加工賃収入額	修理料収入額		
くす廃物の出荷額	その他収入額	合計					生産額	付加価値額

平成 6 年工業統計表（用地・用水編）

平成 8 年 7 月 30 日 発行 定価はケースに表示しております。

編 集 通商産業大臣官房調査統計部
〒 100

東京都千代田区霞が関 1-3-1

発 行 大蔵省印刷局
〒 105

東京都港区虎ノ門 2-2-4

電話 03 (3587) 4283~9
(業務部図書課ダイヤルイン)

落丁・乱丁本はおとりかえします。

ISBN 4-17-193691-8